

持ち回り

庁議付議事案書

開催・平成30年 2月 9日

所管部課	市民部 保険年金課	部長	村上 敏彰																																		
件名	東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について																																				
関係規則	区分 ○ 1. 審議事項 2. 報告事項																																				
事項部課機関																																					
<p>1. 要旨</p> <p>平成30年度からの国民健康保険の制度改革により都道府県と市町村がともに国民健康保険を運営することに伴い、地方税法が改正されたこと及び東大和市国民健康保険運営協議会から国民健康保険税の税率等の改定に係る答申を受けたことを踏まえて、国民健康保険税条例の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>①税率等の改正 (単位:円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎課税額</td> <td>所得割</td> <td>6.00</td> <td>5.64</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>28,000</td> <td>26,500</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>540,000</td> <td>520,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">後期高齢者支援金等課税額</td> <td>所得割</td> <td>1.78</td> <td>1.68</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>8,500</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>190,000</td> <td>170,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護納付金課税額</td> <td>所得割</td> <td>1.90</td> <td>1.83</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>10,600</td> <td>10,800</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>160,000</td> <td>160,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>②課税限度額の改定を行う。</p> <p>③法改正等に伴い文言整理等の所要の改正を行う。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>独自の財源を確保するとともに国民健康保険事業の健全な運営を図ることができる。</p> <p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成29年 9月22日 全員協議会で国民健康保険の広域化について説明</p> <p>平成29年12月19日 全員協議会で平成30年度以降の国民健康保険について(運営方針及び保険税の案等)説明</p> <p>平成30年 1月15日 市長より国民健康保険運営協議会へ諮問</p> <p>平成30年 1月29日 国民健康保険運営協議会から市長に答申</p> <p>平成30年 2月 8日 平成30年度の国民健康保険税の税率等の改定について説明 文書課審査済み。</p> <p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>平成30年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p> <p>5. 審議結果</p>					区分	改定後	改定前	基礎課税額	所得割	6.00	5.64	被保険者均等割	28,000	26,500	課税限度額	540,000	520,000	後期高齢者支援金等課税額	所得割	1.78	1.68	被保険者均等割	8,500	7,900	課税限度額	190,000	170,000	介護納付金課税額	所得割	1.90	1.83	被保険者均等割	10,600	10,800	課税限度額	160,000	160,000
区分	改定後	改定前																																			
基礎課税額	所得割	6.00	5.64																																		
	被保険者均等割	28,000	26,500																																		
	課税限度額	540,000	520,000																																		
後期高齢者支援金等課税額	所得割	1.78	1.68																																		
	被保険者均等割	8,500	7,900																																		
	課税限度額	190,000	170,000																																		
介護納付金課税額	所得割	1.90	1.83																																		
	被保険者均等割	10,600	10,800																																		
	課税限度額	160,000	160,000																																		

注: 定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。